

J R 東海労への不当労働行為 9 件目が認定！ 完全勝利！ 静岡掲示物不当撤去行政訴訟

9月12日、JR東海がJR東海労の掲示物を撤去したことが不当労働行為にあたるとして、最高裁第三小法廷は「上告審として受理しない」と決定し、会社の敗訴が確定した。

この事件は、JR東海によるボーナスカットが60歳以降の雇用に関わる攻撃であることを明らかにしたJR東海労静岡地本情報『JR東海労静岡』No.15(2013年2月10日発行)を会社が不当にも組合掲示板から撤去したため、同年6月11日に静岡県労働委員会に不当労働行為救済を申し立てた案件である。

静岡県労委が2014年8月28日、不当労働行為と認定し救済命令を出したことに対して、会社が中央労働委員会への再審査申し立てを行わず、静岡県を相手取り救済命令の取り消しを求めた行政訴訟として争われてきた。JR東海による不当労働行為が認定された事件は今回で9件目となり、その他最高裁で確定した事件も2件ある。JR東海は、JR東海労が9月14日に申し入れた「申16号」に対し、速やかに静岡県労委命令を履行し、不法行為を認め謝罪すべきである。

過去最高裁で不当労働行為が確定した事件(申立順)

1. リューズ事件(脱退懲過)	2006年12月8日
2. つぼ八事件(脱退懲過)	2008年3月18日
3. 中津川事件(脱退懲過、掲示物等)	2007年12月25日
4. 関西C(掲示物不当撤去)	2008年11月25日
5. 関西F(掲示物不当撤去)	2008年11月25日
6. 関西K(掲示物不当撤去等)	2010年3月16日
7. 関西L(掲示物、介入等)	2012年6月12日
8. 関西M(掲示物不当撤去)	2014年10月15日

今回、最高裁で不当労働行為が確定した事件

9. 静岡事件(掲示物不当撤去)	2017年9月12日
------------------	------------

JR東海は、労組法違反を繰り返すブラック企業でいいのか？！

申16号

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した静岡地方労働委員会命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
3. 手交する謝罪文の名義人は柘植社長となっている。従って柘植社長が、中央執行委員長、地本執行委員長に手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにすること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

9. 関西M(掲示物不当撤去)時の手交文

平成17年9月20日
ジェイアール東海労働組合
中央執行委員長 村上 利和 殿
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博 殿
ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分會
執行委員長 村上 正勝 殿

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 柘植 康英 殿

当社の新幹線鉄道事業本部関西支社名古屋車両所が、平成17年5月22日から同年9月12日までの間に、ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分會の組合掲示板から、掲出中の下記5点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認定されました。
今後このような行為を繰り返さないよう留意いたします。

記

- 1 平成17年5月22日撤去の見出し「「いじめのようなことは当社にはない」！松本社長！ウソはやめろ！」の掲示物
- 2 同年6月3日撤去の見出し「いじめ日勤教育反対！社員運用の変更撤回！第18回定期大会を成功させよう！」の掲示物
- 3 同年8月8日撤去の見出し「JR西日本2年で1182件の「日勤教育」の掲示物
- 4 同年9月8日撤去の見出し「会社による組合掲示物の不当な撤去を許さない！具体的な理由を明らかにせよ！」の掲示物（カラー刷り）
- 5 同年12月2日撤去の見出し「会社による組合掲示物の不当な撤去を許さない！具体的な理由を明らかにせよ！」の掲示物（白黒刷り）

以上